

# 「資源とごみ」の収集と処理について

皆さんの地域のごみ集積所に出せるごみ



家庭から発生した

「資源とごみ」

に限ります。

皆さんの地域のごみ集積所に出せないごみ

事業活動に伴って発生するごみ

会社、商店、農業、学校、病院、地域  
やボランティア団体の活動などから発  
生するごみ



一時多量ごみ

引越しや、片づけなどで一時的に多量  
に発生するごみ



## ○ごみ集積所に出せないごみの処理について

三次環境クリーンセンターに直接搬入していただきか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。

## ○処理料金について

事業活動から発生したごみの処理には、10kgまで毎に処理料金が必要です。

(産業廃棄物は処理できません。)

## ○産業廃棄物について

事業所から発生するごみのうち、金属類、ガラス類、プラスチック類は業種を問わ  
ず、産業廃棄物に該当します。

収集および処理等、詳しくは環境政策課業務管理係（三次環境クリーンセンター  
内 TEL66-3449）へお問い合わせください。

【注】「事業活動から発生したごみ」を「家庭のごみ」と偽って不正にごみ集積所へ出されたり、三次環境クリーンセンターへ直接搬入された場合などには、条例により過料(処理費用の5倍に相当する額。ただし、その額が5万円を超えない場合は5万円)をいただくことになっています。